

第2号議案

平成23年度 事業計画（案）

森林は、県土の保全、水源のかん養、木材の生産をはじめ、地球温暖化防止や生物多様性保全とともに青少年の環境教育や心身の健康づくりの場として注目されている。

企業団体等においては、社会貢献、あるいは環境教育や福利厚生を目的として、「森づくり」への参加の広がりがみられる。

このような中、緑豊かな森林を社会全体で支える「緑の募金」の普及啓発に努めるとともに、県民参加の森づくりや、次代を担う緑の少年隊の育成を図る。

また、森林の健全化に資する林業振興の支援を行う。

1. 緑化推進事業の実施
2. 徳島県とともに、とくしま協働の森づくり事業の実施
3. 緑の少年隊の育成活動
4. （社）国土緑化推進機構事業の実施
5. 森を守るパートナーシップ協定事業の実施
6. 林業振興事業の実施
7. 公益社団法人移行に伴う手続きの業務

I. 緑化推進対策事業

1. 緑化普及啓発事業

(1) 正会員、賛助会員、「とくしま協働の森づくり」支援企業への普及冊子の配布

徳島県の森林林業の現状理解及び、緑化意識の高揚を図るため、情報の提供を行う。

2. とくしま協働の森づくり事業

徳島県地球温暖化対策推進条例の3年目を向かえ、企業や県民による「カーボンオフセット」の取り組みを行う。

3. 緑の少年隊育成事業

小中学生の森林・緑への関心を高め、その森林・緑づくり活動への参画を促進するとともに次代の森林づくり運動の担い手を育成するため、緑の少年隊を対象に次の事業を実施する。

(1) 緑の少年隊活動の支援

緑の少年隊活動を実施している66隊に対して、自主的な野外活動や奉仕活動等の支援を行う。

(2) 緑の少年隊交流集会の実施

植樹などの体験学習により、森林の多様な機能について学ぶとともに、他の緑の少年隊等との交流を通じて、相互の理解と連携を深める。

4. (社) 国土緑化推進機構事業

(1) 緑と水の森林基金助成事業

「緑と水の森林基金」の助成金を活用して次の事業を実施する。

① 林業改良普及情報事業

各種情報や研究成果等、森林・林業の資質向上に向けた普及啓発事業の支援

② 山村林業、森林木材及び緑化普及啓発イベントへの支援

森林林業木材産業の普及啓発に係るイベント事業の支援

③ 林業後継者育成事業

木材需要促進の拡大及び山村地域活性化事業の支援

④ 森づくり活動支援

県民参加の森づくり活動等への普及啓発

(2) 受託事業

① 森林 NPO 活動指導者育成事業

② 学校環境緑化モデル事業

③ もりのくにとっぼん運動「森の名手・名人」の選定事業

(3) 公募事業

緑の募金、及び緑と水の森林基金の公募事業を活用し、緑化推進に係る普及啓発事業を行う。

5. 森を守るパートナーシップ協定事業

森林のもたらす様々な恩恵を将来にわたって授受できるよう、「企業の森づくり」の管理協定事業を実施する。

(1) 森を守るパートナーシップ管理協定事業

協定企業：徳島ロータリークラブ、(株)徳島銀行、徳島トヨペット(株)、(有)ノビアノ
ビオ、徳島合同証券(株) (代表取締役が個人として参加)

協定期間：平成20年度～平成24年度

山林名：六丁守野山

II 林業振興事業

1. 林業関係団体事務受託事業

次の林業団体の事務を受託し、関係業務の適正かつ効率的な運営に努める。

- (1) (社)徳島県林業改良普及協会
- (2) 徳島県林業研究グループ連絡協議会
- (3) 徳島すぎクラブ
- (4) 徳島すぎクラブ NEXT
- (5) 山と木と緑のフェア実行委員会（徳島県森林・林業・木材産業振興大会実行委員会）

2. 林業関係団体及び各種イベントへの支援

次の林業関係団体等へ分坦金を交付し、林業及び木材産業の振興等を支援する。

- (1) 平成23年度森林・木材利用促進月間(山と木と緑のフェア2011)
- (2) 徳島県木造住宅推進協議会
- (3) 徳島県木材需要促進協議会
- (4) (社)日本林業協会
- (5) (社)徳島県林業改良普及協会
- (6) 林業木材製造業労働災害防止協会徳島県支部

3. 徳島県林業センター区分所有部屋の管理運営

徳島県林業センターの区分所有部屋面積472.36㎡（占有部分301.94㎡、共用部分170.42㎡）のうち、貸し室(3室)面積166.15㎡は、引き続き次の2団体と賃貸契約を締結し管理運営に努めるとともに空室についても早期契約者の確保に努める。

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 独立行政法人 森林総合研究所森林農地整備センター | 132.45㎡ |
| (2) 徳島県治山林道協会 | 33.85㎡ |
| (3) 空室 | 21.48㎡ |

Ⅲ 緑の募金事業（特別会計）

1. 緑の募金運動

（1）基本方針

近年、地球温暖化防止や生物多様性保全とともに青少年の環境教育や心身の健康づくりの場として、森林に対する社会の期待が高まってきている。

徳島県においても「とくしま協働の森づくり事業」は、企業・団体また個人の環境・社会貢献、あるいは社員の環境教育や福利厚生を目的として、多様な業種へ急速的な広がりをみせている。

本年は「国際森林年」の年であり、森林と人々との関わりに対する認識をさらに高める取組を行うとともに、「緑の募金」を通じ、県民、企業と協働した森づくり運動をさらに展開する。

（2）募金の種類別目標額

35,000千円を期待目標額とする。

（3）募金期間

春 期・・・平成23年 3月1日～平成23年 5月31日

秋 期・・・平成23年 9月1日～平成23年10月31日

（4）みどりの月間

4月15日から5月14日までの「緑の募金全国一斉強化月間」に緑の羽根の着胸等を依頼しPR活動を実施する。

2. 森林の整備

森林づくりボランティアへの参加を広く県民に働きかけ、植付け、下刈り、除間伐等の体験作業を通じて、森林・緑の重要性への認識や、山村・林業への理解と併せて「緑の募金」に対する参加意識を高める。

（1）県民参加の森林づくり事業

各地区委員会、市町村支部及び民間の非営利団体が実施する森づくりを支援する。

（2）みんなの森造成事業

名所や史跡公園等において、地域住民で組織する団体等が行う憩いの場の造成を支援する。

（3）緑の募金還元金事業

各地区委員会及び市町村支部が実施する、自主的な活動による森林整備の事業等を支援する。

(4) 無料緑化相談・技術指導事業の支援

緑化木等の育成、保護に関する無料緑化相談及び技術指導を行う「みどりの110番」活動を支援する。

(5) 使途限定募金事業（「とくしま協働の森づくり事業」の実施）

使途限定募金を活用し、県下各地で森林の整備を行う。

3. 緑化の推進

(1) 緑の少年隊育成活動事業

緑の少年隊育成及び活動を行う。

4. 募金活動推進事業

(1) 緑化ポスター、標語の募集

平成24年用緑化運動ポスター原画・緑化標語（徳島県緑化運動ポスター・標語及び国土緑化運動育樹運動ポスター・標語）を募集し、優秀な作品を（社）国土緑化推進機構へ推薦するとともに、「緑の募金」運動に使用するポスター原画として採用する。

(2) 緑の募金啓発事業

緑の募金を広く県民にPRできるよう、イベント等へ積極的に参加しながら啓発事業を実施する。

(3) 企業募金PR事業

山づくりの仕組み、森を守るパートナーシップシステムを紹介し、さらなる企業の参加意欲を高めるよう普及広報を行う。

第3号議案 平成23年度 常勤役員の報酬について

常務理事の報酬額は、2,400千円以内としたい。

(定款抜粋)

第17条 役員は、無報酬とする、

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

第4号議案 定款の変更について

改正案	現行
第8条(説会) ① 成被後若し被保込た き又破産宣告けき。	第8条(説会) ① 禁産者し准禁産又破産 を受たき
第3条(役員職務) 5監事 次掲げ 職務行。 (1) 財産む計監査ると。 (2) 理事業務状況監査る こと。 (3) 財産計お業務執行 いて整 の事発見たは、 これ繪又事報 告ると。 (4) 前号報するに要が るきは総 会招集請し是 は集ると。	第3条(役員職務) 5監事 民法9条(監事) 職務行。
第8条(総会) 本会繪は通繪お臨總會す る。 6臨總會次掲げ場開催る ③ 第3条項第(3) 監事招集 請求あたきは臨總會とき。	第8条(総会) 本会繪は通繪お臨總會す る。 6臨總會次掲げ場開催る ③ 民法9条(総会)規定の監事招集 たき。
第3条(備帳簿書類) 會は務所 定款別定るものほ か、次掲帳簿書類備付おな ければならぬ。 ① 憲 ② 会員簿 ③ 役員簿及新記載名簿 (4) 事業及事業年度係算額並 に履歴 (5) 事業取支簿 ⑥ 定款定め關議事項書類 (7) 報告 (8) 其他要帳簿書類	第3条(備帳簿書類) 會は務所、 民法5条(定款) で定るものほ、次掲帳簿書類備 え付おなければならぬ ① 憲 ② 員簿 及役員職関本籍 ③ 役職等居住取歴記載書 面 (4) 許可証及び記開書類 (5) 収及支出開帳簿証書類 (6) 其他要帳簿書類
第3条(解散) 會は 法定取れ事由は、 總會お正員總の分の議を 経なければ解散とがきい	第3条(解散) 會は 民法8条(第5号)第1項 で定第2項規定は、 總會お て正員總分の議を経れば 解散とがきい

次のとおり改正したい。

【変更する理由】

民法の改正により、名称が廃止され、また民法の条文が削除されているため。

第5号議案 役員の改選について

任期満了に伴う役員の改選を定款第12条に基づき選任したい。

【 定款抜粋 】

(役員の数及び選任)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事12人以上20人以内
 - (2) 監事2人又は3人
- 2 理事のうち、1人を理事長、4人以内を副理事長、1人を常務理事とする。
 - 3 理事は、次の各号に定める者を充てる。
 - (1) 正会員の中から総会において選任された者。
 - (2) 正会員以外の者であつて総会の承認を受けた者。ただし、5名以内とする。
 - 4 理事長、副理事長は、理事会において互選する。
 - 5 常務理事は、理事の中から、理事長が指名し、理事会の承認を得るものとする。
 - 6 監事は、正会員の中から総会において選任する1人又は2人及び理事長が総会の承認を得て委嘱する者1人とする。
 - 7 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
 - 8 理事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を県知事に届け出なければならない。
 - 9 監事に異動があつたときは、遅滞なくその旨を県知事に届け出なければならない。